諮問日:令和4年6月16日(令和4年度(最情)諮問第6号)

答申日:令和4年12月22日(令和4年度(最情)答申第25号)

件 名:最高裁判所に対し、事件の審理・進展に係る状況について、担当書記官等からなされた報告の内容が記されている全ての文書の開示判断に関する件(文書の特定)

答 申 書

第1 委員会の結論

最高裁へ下級裁判所から、結審前にその審理・進展に係る状況について、担当書記官あるいはその上司をして報告がなされた事件のすべてにつき、その報告に係る内容が記されている文書等のすべて(刑事事件及び家事事件を除く。)の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「令和元年7月21日実施参議院議員通常選挙無効請求訴訟(※)係属状況等一覧表(更新履歴を含む)」及び「令和3年10月31日実施衆議院議員総選挙無効請求訴訟(※)係属状況等一覧表(更新履歴を含む)」(以下、併せて「本件対象文書」という。)を対象文書として特定し、開示した判断(以下「原判断」という。)は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和4年2月14日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3(令和4年7月1日改正前の取扱要綱記第11の4)に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 開示を希望する文書について苦情申出人としては、開示申出の時点で具体的な文書名称等はもちろん、具体的な実体は把握できていなかったものである。
- 2 そのため開示申出書の提出に際しては、開示を希望する文書について具体的

説明とともに、ある程度特定して記述する必要性があったのに対し、それらが名目こそ所属庁の裁判所長や事務局長等だろうが、いずれにせよ担当書記官が起点であろうと考えられることから、特定のため「担当書記官あるいはその上司をして報告がなされた」との文言を用いつつ、開示を希望する文書の趣旨の理解に資するよう、あえて本件開示申出の動機となった記述がある書籍の写しを添付したうえで、おって秘書課文書室の担当者に対して苦情申出人の希望に沿って文書特定を進めるよう要望を伝えていた。

- 3 これに対し回答の最高裁通知書は、ほぼ文書の具体的な特定に係るやりとりがないまま(唯一、検索範囲から刑事・家事・少年事件を除外して良いかどうか問い合わせがあったのみ。)、苦情申出人からすれば実質ゼロ回答のものが郵送されてきたことから、改めて秘書課文書室に電話し担当者に質したところ、「担当書記官から直接最高裁に報告があったもののみが今回の開示対象のようである。なお、裁判所長や事務局長は組織上担当書記官の上司に当たらない。」旨、およそ裁判所組織機構に詳しいはずもない一般人が予測不可能な趣旨の発言があった(その電話での以後のやりとりはお察しのとおりだが、本件苦情の本質としてさほど重要でないため割愛する。)。
- 4 実際のところ最高裁に対しては、通達による具体的指示などにより、名目はさておき、担当官書記官を起点として個別の事件内容に係る報告が相当数なされている実態に照らせば、苦情申出人に対し何ら補正の有無を照会せぬまま、本件の実質ゼロ回答の開示通知をしたことは、明らかに誠実さを欠いているなどという以前の問題であり、邪悪な意図を伴った確信的欺瞞というほかはなく、到底このまま容認してはならない暴挙であると考える。
- 5(1) 最高裁は、「開示申出書に記載された申出の内容が不明確で特定が困難な場合に補正を求めることはあるものの、記載内容から特定が可能な場合は、真の要望を確認するために補正を求めることまで義務付けられていない」旨主張しているところ、これは特段の背景事情がない場合のごく一般論に過ぎ

ないもので、本件に対しては全く当てはまらない筋違いな論理でしかない。

- (2) その理由は、本件において苦情申出人が最高裁担当者に伝えていた要望の 具体的内容を顧みれば自ずと明らかであり、次のとおりであった。
 - ① 苦情申出人は、別添書籍写し(苦情申出書添付資料)に「最高裁が監視している「報告事件」」との見出しでの記述内容が、現実の実態に基づいており概ね真実と考えていることから、それを解明し証拠を収集するため、本件開示申出に及んだもの。
 - ② 同書籍の記述以上の詳細は把握できておらず「報告事件」の実体が不明であり故に具体的な事務処理内容をイメージできていないため、提出した申出書の記載内容は自らの想定に基づいて記載したに過ぎず、実在しているであろうターゲットの文書をすべて開示対象としてカバーできているという自信が正直全くないので、あくまでも仮置きと考え、文言に厳格ではなく、かなりゆるめに解釈していただきたい。
 - ③ ついては的確に記載するため、「報告事件」に係る事務処理の概要を 承知したく一般的な説明を求めたものの、司法行政文書ファイルの閲覧 以外の情報提供は一切しないとの回答であったので、さらに、行政機関 に対する情報開示請求の際は文書特定に必要な情報の提供を電話対応で 受けることができたが裁判所がそうしないのは何故かと質したところ、 裁判所は行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」とい う。)の適用外である旨の回答であった。
 - ④ とはいえ、最高裁が記載内容の言葉尻を捉えて木で鼻を括ったような解釈をし著しく対象を狭め、当方が開示を要望していた文書が軒並み開示から外れるようなことがあってはお互いに困るので、今後はいま説明した当方の希望に沿って文書特定を進めてもらいたい。
- (3) 上記(2)を踏まえれば、最高裁は苦情申出人に対し、「真の要望を確認するために補正を求める」かどうかはさておき、信義上少なくとも自らの解釈

の結果としての認識を苦情申出人に示すなどして、要望に合致しているかど うか「真の要望を確認する」必要性が大いにあったと言わざるを得ない。

これは、明らかにその不備により本件苦情申出がなされたことや、真の要望に基づき別件をもって改めて提出されていることも、その証左であるといえる。

- (4) なお、上記(2)③については、規定(取扱要綱記「この取扱要綱は、法の趣旨を踏まえ、裁判所の保有する司法行政文書の開示についての運用の基本を定めるものである。」の部分、記第7、法22条)の存在が、当時の担当者の回答が欺瞞であったことを明らかにする。
- 6(1) ここでの最高裁主張が欺瞞の最たるものであることは、具体例と照らし合わせると一目瞭然であることから、いま具体的一例として、本件開示申出の対象から外れた文書の根拠通達(平成29年7月3日付け最高裁民一第581号「裁判所職員の事件処理上の違法行為を理由とする国家賠償請求事件及び告知事件の報告等について(通達)」)(以下「本件通達」という。)を挙げることとする。
 - (2) 最高裁は、理由説明書において、苦情申出人が開示申出書に記載した内容 を整理して次のとおり掲げ、それらを前提にその報告に係る内容が記されて いる文書を、本件開示の対象文書として特定したとしている。
 - ① 下級裁判所から最高裁判所への報告であること
 - ② 結審前にその審理・進展に係る状況についての報告であること
 - ③ 担当書記官あるいはその上司をして報告がなされた事件の報告である こと
 - (3) いま本件通達と上記(2)①から③の内容を照らし合わせてみれば、本件通達を根拠とした報告書(毎年相当数の報告がなされている実態を示す資料を当方は既に入手している)が、本件の開示対象から明らかに外されているのは、どうやら最高裁だからこそなせる匠の技による賜らしいことだけが辛う

じて分かるだけで、今回の理由説明書では舌足らずで直接具体的な説明が欠如しているため、常識人をしてその独自の論理を窺い知ることさえ難しい。

あえて言うと、「「事務局総務課長」は組織上担当書記官の上司に当たらない」との論理で、上記通達が開示対象から外したと解釈すればいちおう辻 棲が合うが、かかる幼稚な揚げ足取りの類を恥ずかしげもなく主張している ものとはにわかには信じ難く(と一応いっておこう)、あるいはそれ以外の 論理が存在するのかも知れないが、現時点では思い付くものがない。

- (4) いずれにしろ、苦情申出人としては、本件通達を根拠とする報告書は当然 に開示対象と考えていたにもかかわらず、結果は対象外とされていることを 踏まえて、御委員会におかれては、まずは最高裁に対し、本件通達を対象外 とした経緯を詳細に確認する必要があると考えます。
- 7 なお、司法行政文書開示申出に係る書類の提出については、下級裁判所では 申出人にファクシミリ送信による提出が認められているのに対し、最高裁判所 では認められていないため、通常は一度で済まない書類の提出を毎回郵送か、 ときに期日が差し迫った際には現地まで持参を強いられているところ、かかる 最高裁判所の取扱いは、特に合理的理由もなく開示請求をしようとする者の利 便に対する配慮を欠いたものであるから、最高裁判所も下級裁判所や行政機関 等と同様に、ファクシミリによる書類提出を認めるべきである。
- 8 別件の特定年月日付け司法行政文書開示申出(最高裁受付特定の番号)につき、苦情申出人は先般、最高裁からの補正依頼を受けて改めて補正書を提出しましたところ、同別件申出は本件の原開示申出の再申出に当たるため本件審理に大いに関連しますので、当該補正書の写しを提出します。
- 9 苦情申出人は、先般、別件の特定年月日付け司法行政文書開示申出(那覇地 方裁判所特定の番号)の開示通知を受けたが、本件通達と同様、不可解にも本 件原開示申出における文書特定に際してスルーされていたことが確認されたの で、その経緯についても調査していただきたい。なお、同日不開示通知を受け

たが、不開示文書について、少なくとも令和3年までは他庁で報告書作成の根拠として用いられていたことを当方において確認できているため、その経緯についても調査していただきたい。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 苦情申出人は、開示申出書提出の際に、担当者に苦情申出人の希望に沿って 文書の特定を進めるよう要望を伝えておいたにもかかわらず、苦情申出人に対 し何ら補正の有無を照会せずに、実質ゼロ回答の開示通知をしたことは邪悪な 意図を伴った確信的欺瞞というほかない暴挙である旨主張する。
- 2 この点、開示申出の補正については、開示申出書に形式上の不備があると認めるときに、開示申出人に対し、その補正を求めることができるとされている(平成27年4月6日付け秘書第671号事務総長通達「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱の実施の細目について」(以下「実施細目」という。)記第1の3)。また、開示申出書に記載された申出の内容が不明確であり、そこに記載された文言や申出に至った経緯等から合理的に解釈しても開示対象文書の特定ができない場合には、対象文書の特定のため、開示申出の内容の補正を求めることはあるものの、開示申出書の記載等から対象文書の特定が可能な場合に、開示申出書から読み取ることができない要望を確認するために補正を求めることまで義務付けられているものではない。
- 3 苦情申出人は、「下級裁判所から最高裁判所への報告であること」、「結審前にその審理・進展に係る状況についての報告であること」、「担当書記官あるいはその上司をして報告がなされた事件の報告であること」を前提に、「その報告に係る内容が記されている文書」の開示を求めていたことから、最高裁判所は、苦情申出人から、刑事事件及び家事事件を開示申出の対象から除外する旨の補正があったことを踏まえて、本件開示申出の内容を「下級裁判所から最高裁判所に対し、結審前に、個別の事件の審理・進展に係る状況について、個別事件の審理庁から報告がなされた事件のすべてにつき、その報告に係る内

容が記されている文書(刑事事件及び家事事件を除く。)」と整理し、その整理内容に基づき、最高裁判所内を探索した結果、本件対象文書を開示対象文書として特定したものである。

以上から、苦情申出人に対し、事件の種別以外の点について補正を求めずに 本件開示対象文書の特定を行ったこと及び本件対象文書以外に対象文書がなか ったと判断したことはいずれも相当である。

4 なお、苦情申出人は、担当者から「担当書記官から直接最高裁に報告があったもののみが今回の開示対象のようである。なお、裁判所長や事務局長は組織上担当書記官の上司に当たらない。」と言われた旨主張する。しかし、本件開示申出の内容を整理した結果は3のとおりであって、苦情申出人の述べるような整理に基づく文書の特定は行っていない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 令和4年6月16日 諮問の受理

② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③ 同年7月4日 苦情申出人から意見書(1)及び「苦情申出内

容の変更(追加)申出書」と題する書面を収受

④ 同年8月29日 苦情申出人から意見書(2)を収受

⑤ 同年10月14日 本件対象文書の見分及び審議

⑥ 同年11月18日 審議

⑦ 同月24日 苦情申出人から意見書(3)を収受

⑧ 同年12月16日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所は、本件開示申出について、苦情申出人が、「下級裁判所から最高裁判所への報告であること」、「結審前にその審理・進展に係る状況についての報告であること」、「担当書記官あるいはその上司をして報告がなされた

事件の報告であること」を前提に、「その報告に係る内容が記されている文書」の開示を求めていたことに加えて、刑事事件及び家事事件を開示申出の対象から除外する旨の補正があったことを踏まえて、本件開示申出の内容を「下級裁判所から最高裁判所に対し、結審前に、個別の事件の審理・進展に係る状況について、個別事件の審理庁から報告がなされた事件のすべてにつき、その報告に係る内容が記されている文書(刑事事件及び家事事件を除く。)」の開示を申し出るものと整理したとのことであり、本件開示申出書の記載及び最高裁判所職員の苦情申出人への電話による確認結果(以下「本件電話確認結果」という。)を踏まえれば、最高裁判所が本件開示申出について上記のとおり整理したことは合理的である。

本件対象文書を見分した結果によれば、本件対象文書は、最高裁判所事務総局行政局が作成した令和元年7月21日実施参議院議員通常選挙無効請求訴訟の係属状況等一覧表及び令和3年10月31日実施衆議院議員総選挙無効請求訴訟の係属状況等一覧表であり、いずれにも、事件が係属した高等裁判所並びに当該事件の事件番号、担当部及び進行状況(進行協議の日時、第一回口頭弁論期日の日時、判決言渡し期日の日時等)等が一覧表の形式で記載されている。上記見分結果によれば、本件対象文書は、下級裁判所から最高裁判所に対し、結審前に、個別の事件の審理・進展に係る状況について行った報告に係る内容を最高裁判所事務総局行政局が一覧表にした文書であると認められるから、上記のとおり整理した本件開示申出文書に該当するといえる。

なお、苦情申出人は、開示申出書提出の際に、担当者に苦情申出人の希望に 沿って文書の特定を進めるよう要望を伝えておいたにもかかわらず、苦情申出 人に対し何ら補正の有無を照会せずに開示通知をした旨主張するが、本件電話 確認結果により補正された本件開示申出に係る最高裁判所の整理内容は、本件 開示申出書の記載、本件電話確認結果の内容及び補正の経緯に照らして合理的 である。また、苦情申出人は、苦情申出人の真の要望を確認する必要があった 旨主張するが、実施細目記第1の3に照らし採用できない。さらに、苦情申出人は、担当者から「担当書記官から直接最高裁に報告があったもののみが今回の開示対象のようである。なお、裁判所長や事務局長は組織上担当書記官の上司に当たらない。」と言われた旨主張するが、本件開示申出について、当該主張のような整理は行われていない。したがって、苦情申出人の主張は、いずれも採用することはできない。

- 2 次に、苦情申出人は、本件通達を根拠とする報告書は当然に開示対象と考えていた旨主張する。しかし、本件通達によれば、本件通達に係る報告をすべき裁判所は、違法行為を行ったとされている裁判所職員が当時所属していた裁判所であって(本件通達記第1及び第3の1参照)、個別の事件の審理が行われている審理庁ではない。したがって、本件通達を根拠とする報告書は、本件開示申出文書に該当しない。
- 3 また、苦情申出人は、ファクシミリによる書類提出を認めるべきである旨主 張するが、原判断の当否に関する苦情には当たらない。さらに、他の裁判所に 対する開示申出の判断に関する調査を行うべきである旨主張するが、他の裁判 所における対応は、最高裁判所において本件開示申出に係る文書を保有してい ることを裏付けるものではないから、本件開示申出文書に関する上記判断を左 右するものではない。
- 4 そのほか、最高裁判所において、本件対象文書のほかに本件開示申出文書に 該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。よって、 最高裁判所において、本件対象文書のほかに本件開示申出文書に該当する文書 を保有していないと認められる。
- 5 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件対象文書以外に 本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当で あると判断した。

情報公開 · 個人情報保護審查委員会

委 員 長 髙 橋 滋 委 員 門 正 人 П 委 員 長 雅 子 戸